

京都大学	博士（法学）	氏名	前田 原作
論文題目	国際法における慣習法の解釈 ——理論的正当化根拠と実践的規律枠組みの解明——		
（論文内容の要旨） 本稿は、国際法における解釈法規則の認定をめぐる実務・理論上の混乱、とりわけ「二要素アプローチ」と「解釈的アプローチ」との関係を再検討し、時に相互排他的に理解されがちな両者を統合的に捉えることを目的とするものである。 通説的説明によれば、慣習国際法の認定に際しては、国家実行および法的信念という二要素の存在を確認することが必要である（二要素アプローチ）と理解されてきた。しかしながら、実務に目を配れば、この説明では捉えきれない現象が反復して観察される。すなわち、国家実行や法的信念の十分な蓄積が確認できない段階においても、裁判所や国家が、既知の慣習法規則の意味内容を解釈し、その射程を拡張・具体化することによって、新たな規範命題を導出している（解釈的アプローチ）ように見える事例が少なからず存在するのである。 解釈的アプローチに関する先行研究においては、このような認定実務が慣習法の運用上不可欠であることや、条約解釈手法を慣習法解釈に応用する可能性が指摘されてきた。しかしながら、これらの議論は、解釈的アプローチが実際に行われているという事実の記述的分析が中心で、①なぜ二要素による直接的裏付けを欠く認定が理論的に正当化され得るのか、また、②いかなる解釈であれば許容され、いかなる解釈が排除されるべきなのかといった規範的規律枠組みを十分に提示できていないという問題を残している。本稿は、この点を理論的空白として捉え、慣習法とは何かという根本的理解から、解釈的アプローチの位置づけを再構成することを試みる（第1章）。 まず本稿は、上記の問題①に応答し、慣習法認定において二要素の確認が一般に要請されていること自体は否定しないものの、このことから直ちに二要素を欠く認定が許容されないと結論することはできない、と論じる。理論的に見ても、「慣習法は二要素の蓄積によって形成されるのだから、認定に際しても二要素の存在確認が不可欠である」といった形成論的主張は、それ自体として自足するものではない。また、「慣習法は通常二要素を指標として認定されてきたのだから、その認定には二要素の確認が必須である」という認識論的主張も、解釈を通じて慣習法規則が認定されている事例の存在を前にすれば、二要素アプローチの排他的正しさを基礎づけるものとは言えない。さらに、慣習法とは何かを説明しようとする性質論の代表的議論を検討しても、二要素がそれ自体として不可欠であるとする立場は必ずしも支持されていない。したがって、解釈的アプローチを二要素欠如のみを理由に否定することは理論的に正当化されない（第2章）。 解釈的アプローチを正当化し、その具体的な規律枠組みを提示するために、本稿は、まず常設国際司法裁判所および国際司法裁判所で展開された議論を素材に、慣習法認定の実務がいかなる推論構造の下で行われているのかを検討する。その結果、裁判所や国家は、価値中立的に存在する事実を帰納的に積み上げて規範を構成しているのではなく、一定の規範的理解を前提として事実を評価し、その評価結果を二要素として位置づけていることがわかる（第3章）。 この検討を踏まえ、本稿は、慣習法を「主権国家体制を構成する基底的な権利・義務関係の解釈実践」として捉える解釈主義理論を提示する。国家は、主権国家であることによって当初から一定の規範構造に包摂されており、慣習法規則とは、かかる権利・義			

務関係の意味内容が具体的事実状況に即して解釈を通じて明らかにされる過程の集積として理解される。この解釈主義理論は、解釈的アプローチと二要素アプローチを対立的ではなく補完的に位置づけることを可能とする。二要素は、規則内容を直接に創設する論理的起点ではなく、解釈の妥当性を検証し、当該解釈が国際社会において事実上「正しい」解釈として定着し得るかを測定する指標として機能するのである（第4章）。

以上を前提として、本稿は、問題②に応答し、解釈的アプローチを恣意に陥れないための規律枠組みとして、2段階の解釈構造を提示する。すなわち、第1段階において、既知の慣習法規則の目的および根拠に照らしてあり得る解釈候補を導出し、続く第2段階で、主権国家体制に内在する価値に照らして、許容されない解釈候補を排除するという構造である（第5章）。

以上より本研究は、解釈主義理論に立脚することによって、二要素アプローチと解釈的アプローチという時に相互排他的に理解されがちな慣習法認定手法が単一の理論枠組みの下で統合的に把握され得ることを示すとともに、慣習法認定をめぐる議論を、二要素の有無や量といった表層的問題から、なぜ特定の規範命題が慣習法として妥当し得るのかという実質的争点へと導くための、実践的規律枠組みを提示するものである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、国際法の根幹をなす慣習法の理解につき根本的な見直しを迫る意欲的研究である。慣習法の形成については、国際司法裁判所規程38条の規定ぶりに影響されて、国家実行・法的信念の二要素によるとの二要素理論が確立している。その一方で、国際裁判所も諸国も実際には二要素理論に従っていないとの指摘も根強い。本論文は、その現実を「解釈的アプローチ」と表現し、むしろその現実に従った理論構築が必要であり、可能でもあると主張する。

「解釈的アプローチ」が現実採用されているとの指摘は近年とりわけヨーロッパにおいて見られる。しかし、本論文は、そのような現象を記述するにとどまらずそれを理論的に正当化し、かつその規律枠組みを構築しようと試みる点において、注目すべき独創性を有する。

本論文のもう一つの功績は、二要素理論と解釈的アプローチとが二律背反的なものとして議論されがちであることを批判し、むしろ相互補完的なものであると指摘するところにある。常設国際司法裁判所・国際司法裁判所の詳細な判例分析を通じて、二要素は規範創設の起点ではなく解釈の妥当性を検証する指標である、と指摘する第4章は、本論文の白眉と言える。

さらに、解釈的アプローチが広く受け入れられるためにはそれが恣意的に流れることを防ぐ理論的枠組みが必須であるところ、本論文はそのために二段階解釈枠組みを提示する。これは、先行研究には見られない独創的構想であると共に、本論文の理論的周到さを示すものでもある。

他方、本論文が積み残した課題が少なくないことも指摘しなければならない。まず、慣習法規範の内容特定過程において本論文のこのような解釈的アプローチが実際に採用されているとしても、それが慣習法規範の内容特定の正当化根拠とされているかは別の問題であり、正当化は依然として二要素理論にのみ基づいてなされているとの反論が可能である。また、本論文が提唱する理論では、二要素の欠如のみをもって直ちに慣習法規範の存在を否定する裁判例を説明できない。さらに、「慣習法規範は二要素によってのみ成立する」とする条約規定や国家の声明もまた説明できない。

このような課題を残すところではあるが、斬新な視点に基づくチャレンジングな研究としてはやむを得ないものであり、今後の慣習法理論の展開に大きな影響を与え得る高水準の研究であるとの評価を揺るがすものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和8年1月26日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。